



平成 1 5 年度

施政方針

平成 1 5 年 3 月 6 日

糸満市

目 次

は じ め に	1
「風格都市づくり」について	6
「安心都市づくり」について	9
「潤い都市づくり」について	15
「魅力都市づくり」について	17
「活力都市づくり」について	20
「平和都市づくり」について	26
「協働都市づくり」について	27

は　　じ　　め　　に

平成１５年第１回糸満市議会定例会の開会にあたり、平成１５年度一般会計予算、特別会計予算、その他の諸議案の説明に先立ち、市政運営に関する基本姿勢と主要施策の概要を申し述べ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願いするものであります。

私は、市長就任３年目を迎えましたが、今まで「幸せを分かちあえる豊かなまちづくり」をめざして誠心誠意、公約の実現に向けて諸施策に取り組んでまいりました。

これからも、市民のために市政の課題解決に向けて果敢に取り組んでいく所存であります。

昨年は糸満市新庁舎が完成し、平成１４年５月７日から業務が開始できた事は、誠に喜びにたえません。

これもひとえに、市民をはじめ議員各位のご支援とご協力の賜物だと考えるところであり、心から厚く感謝申し上げます。

糸満市新庁舎は、「人・環境にやさしい庁舎」として新エネルギー、省エネルギー、バリアフリー等の設備やまた、高度情報化時代の対応策として全庁ネットワーク

を実施しております。庁舎移転を機会に、全職員一丸となって、これまで以上に市民福祉の向上に向けて取り組んでまいる所存であります。

さて、少子・高齢化、情報化・国際化及び地方分権時代を迎えた今日、地方行政を取り巻く社会経済情勢は、バブル経済崩壊後、未だその不況から脱しきれず、ますます厳しさを増してきております。

国外においては、イラク情勢等を背景に株安が進み、情報技術（ＩＴ）不況も先行き不透明で世界経済情勢が減速しております。

国内においては、デフレスパイラルが進行し、経済の景気低迷が続く、雇用情勢がますます悪化しております。

しかし、暗いニュースの中、昨年の日韓両国共催のサッカーＷ杯で日本が決勝トーナメントに進出したこと、また、ノーベル賞を二人が同時受賞したことは、多くの日本国民に夢を与えたのではないのでしょうか。

県内においては、失業率が高く、依然として雇用不安が続いておりますが、そのような中、沖縄振興特別措置法が平成１４年４月１日に施行され、「沖縄の自立的発展」を目標に据えた新たな沖縄振興がスタートしており

ます。

本市においては、大手スーパーダイエー等が、経済不況のあおりで、昨年８月に糸満店を閉鎖をしております。商業地域の拠点を失ったことは大きな痛手ではありますが、商業地の再構築に向けてあらゆる角度から可能性を探っていく考えであります。また、環境問題がクローズアップされる中、昨年１２月に再生資源ごみ分別収集を市内全域において実施しました。その結果、ごみの量は減少傾向に向かっております。今後とも環境にやさしい行政を進めてまいります。

行政改革については昨年「新糸満市行政改革大綱」を策定し、諸改革を実施したところであり、新年度も引き続き改革を断行する決意を新たにしているところであります。特に、職員の定員については、向こう１０年間にわたる「糸満市職員定員適正化計画」を策定し、その適正な人員配置に努めてまいります。

新年度も第３次糸満市総合計画に掲げたまちづくり構想の実現に向けて推進していく所存ではありますが、その中で主な事業についてご説明申し上げます。

教育環境整備については、平成１４年度の兼城中学校

校舎の管理棟に引き続き、教室棟の建築を行うほか、糸満小学校の屋内運動場改築に向けて実施設計を行います。

都市基盤整備については、潮崎町における道路・公園等の整備、糸満南地区等において土地区画整理事業を進めてまいります。

観光農園事業は、中央広場、修景工事等のハード部門、執行体制等のソフト部門の充実を図ってまいります。また、新年度よりワイン加工等その一部を操業してまいります。

農村総合整備事業については、糸満北部地区で賀数コミュニティセンター建設を、また、集落地域整備事業については、糸満西部地区で南波平コミュニティセンター建設を実施してまいります。他には、防衛施設周辺民生安定施設整備事業で照屋コミュニティセンター建設を実施してまいります。

130万県民平和の光事業については、第4回目の昨年は約49万人の入場者を記録し、光の芸術で県民及び観光客を楽しませるとともに、南部周遊観光に新たな魅力が付加され、冬場の観光誘客イベントとして定着して

おりますので、今後とも引き続き進めてまいります。

沖縄新大学院大学の誘致については、南部振興会をはじめ南部地域の全ての関係機関が一丸となって、本市の喜屋武地域に誘致を展開しているところであります。沖縄新大学院大学の設置場所は、3月中旬頃には決定されることではありますが、必ずや本市の喜屋武地域に決まるものと大きな期待をしているところであります。沖縄新大学院大学の設置が喜屋武地域に決定した場合は、地域や関係機関と連携を図り、大学院大学の建設等がスムーズに推進できるよう強力に取り組んでまいります。

市民会館については、「文化の殿堂」として、永年市民から要望があり、早期の建設が望まれているところであります。そのため、新年度に基本設計を実施して市民会館建設に取り組んでまいります。

その他、懸案であります平和の道構想については、今後ともその実現に向けて国・県等へ要請してまいります。

以上、新年度の主要事業について概略を申し述べましたが、次に、第3次糸満市総合計画の7つの都市像に基づきご説明いたします。

第1に「風格都市づくり」について申し述べます。

学校教育については、心豊かで知・徳・体の調和の取れた幼児児童生徒の育成を図ってまいります。

昨年度からスタートした新学習指導要領の完全実施を目指し、「総合的な学習の時間」の充実や学校評議員制度の活用等、特色ある学校づくりや開かれた学校作りを推進するとともに、教職員の指導力の強化を図りつつ、全小中学校に設置された教育用コンピュータを活用し、情報教育の充実を図ります。

また、本市の学力向上推進事業については、昨年度から新学力向上対策がスタートしたことから、これまでの実績と課題を踏まえ、引き続き、学校、家庭、地域及び行政との連携を密にして取り組んでまいります。

次に、児童生徒の不登校や問題行動等に適切に対応するため、適応指導教室の充実、また、「教育相談員」や「スクールカウンセラー」、「心の教室相談員」等を効果的に活用しつつ、各学校の生徒指導、教育相談体制等の充実・強化を図ります。

学校施設については、兼城中学校の校舎全面改築事業を昨年度に引き続き行うとともに、糸満小学校の屋内運動場改築に向けて実施設計を進め、教育環境の整備を図ってまいります。

学校給食については、児童生徒の健全な心身の発達のために、バランスのとれた食事を提供し、正しい食事のあり方等その望ましい食習慣の形成に努めてまいります。また、昨年度は食器の一部を買い換えしましたが、新年度は残りの食器の改善を図ってまいります。さらに、給食配送車両を購入いたします。

人材育成については、人材育成基金果実等の活用により、児童・生徒の派遣費補助事業及び奨学金の給貸与事業を行うとともに、「糸満ふるさと塾」及び「読み聞かせ講座」等の能力開発事業の充実に努めてまいります。

生涯学習については、市民の多様な学習ニーズに対応しつつ地域活性化を図り、生涯学習活動を支援するため、引き続き「生涯学習まちづくり出前講座」や「生涯学習ボランティアバンク」の整備充実に努めてまいります。また、他部局との連携による生涯学習を積極的に推進します。

社会教育については、市民参加の自主・自発的な学習活動を援助するとともに、社会教育関係団体の指導者育成や青少年交流事業の充実に努めます。

また、青少年センターの利活用の促進に努めるとともに、中央公民館や児童センターとの連携による各種青少年健全育成事業や、地域における子ども会育成を積極的に推進します。

中央公民館においては、市民の教養の向上等に資するため、施設の利用促進、各種講座の充実・拡大を図るとともに、各種グループ活動等の育成強化に努めます。また、情報処理能力を向上させるため、パソコン講座を実施します。

社会体育については、市民の健康、体力の保持・増進を図るため、誰でも、いつでも、どこでも、継続的にスポーツに親しみ関わることができるように、各種スポーツ教室、地域巡回教室、少年少女駅伝大会等を開催し、その普及充実に努めます。また、指導者の育成に努め、「スポーツ健康都市宣言のまち糸満市」を目指し、スポーツの振興を図ってまいります。

文化振興については、市文化協会等の育成を図りなが

ら、文化祭や各種展示会、発表会等を奨励してまいります。

文化財の保護については、具志川城跡の保存修理事業を引き続き実施し、文化財の保護や郷土文化に対する意識の高揚に努めます。

市史編集事業については、「村落資料」及び「移民出稼ぎ資料」の調査・執筆等と音声資料整理事業を実施して「糸満市史」の刊行に繋げていきます。

第2に「安心都市づくり」について申し述べます。

まずはじめに、福祉の充実についてであります。ますます複雑多様化する市民の福祉ニーズに的確に対応するために、利用者本位の地域福祉を推進し、福祉に関する相談や助言指導が受けられる福祉サービスを提供できる体制の整備に努めます。また、社会福祉関係機関、団体及び市民との連携を深めるとともに、ボランティアの発掘・育成に努めてまいります。

低所得者福祉については、生活に困窮する程度に応じ

必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、世帯員の自立を助長するため、諸施策や制度の活用、紹介、指導援助等の適切な処置を講じてまいります。

児童福祉については、児童手当の支給・乳幼児医療費助成事業により、家庭における児童の生活の安定及び健全な育成と資質の向上を図ります。また、地域や家庭における環境が著しく変化し、児童虐待等の問題が発生している中、家庭児童相談事業を継続して推進し、その問題解決に努めてまいります。

児童館については、本施設が児童の健全育成の拠点施設である事に鑑み、その運営については、事故防止の安全管理に留意しつつ、健康増進と情操豊かな児童育成を図られるよう各事業を実施してまいります。また、当該施設の一部を利用した障害児通園事業を実施いたします。

保育所の運営については、児童の安全確保と健全育成を図るとともに、多様な保育需要に応えるため障害児保育事業等の特別保育事業を継続して実施します。新規事業として座波保育所に併設する子育て支援センターを核に児童センターとの連携による子育て支援事業を展開し

てまいります。また、弾力化による児童の受け入れ枠拡大につきましても継続して実施します。他には、平成16年度開園に向けた新規の法人保育園に対する建設助成と認可外保育園への運営助成を引き続き実施してまいります。

母子・父子福祉については、引き続き児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金貸付制度の活用と併せて、母子・父子家庭等への医療費助成事業を実施することにより、これらの世帯の経済的自立を助成し、生活意欲の高揚を図ってまいります。

障害者福祉全般については、これまでの生活支援という面だけではなく、「ノーマライゼーション」の実現に向け、これまでの「措置制度」から「支援費制度」に移行することから、その制度が円滑に実施できるよう支援体制の整備に努めます。

身体障害者福祉については、サービス提供施設への入所支援や補装具、日常生活用具の交付、重度心身障害者（児）医療費助成事業等及びデイサービス並びにホームヘルパー派遣等の在宅福祉サービスの支援を図るとともに、障害者の立場に応じた社会参加促進の充実を図って

まいります。

知的障害者福祉については、対象者等の人権擁護に配慮しつつ、その実態把握や相談等に努めるとともに、サービス提供施設等への入所支援及びホームヘルパー派遣事業等の在宅福祉サービス利用者の支援を図ってまいります。また、在宅の心身障害者の社会的自立と社会参加の促進を図る観点から小規模作業所の支援を図ってまいります。

老人福祉については、平成１５年度から平成１９年度までを期間とする第２期介護保険事業計画の作成に併せて老人保健福祉計画の見直しを行いました。新年度は同計画に基づき配食サービス事業、軽度生活援助事業、地域デイサービス事業、家族介護教室等を継続実施して高齢者並びにその家族等の総合的な保健福祉の向上に努めてまいります。また、高齢者健康づくりセンター「願寿館」を活用して高齢者の健康づくりを中心に介護予防への取り組みを推進してまいります。

介護保険については、第１期介護保険事業期間の運営は介護給付費が当初見込み額を大幅に上回ったため財政安定化基金から借入れをしての決算となっております。

す。そのため、第２期介護保険事業計画における介護保険料は介護給付費の伸びが著しいことや、その借入金の償還を含めての算定となり、大幅な引き上げとなっております。

本市の介護保険利用状況は他市町村と比較して認定率が高いうえに一人当たりの介護給付費についても高い状況にあることから、サービスの適正利用についての取り組みが重要となっております。

平成１５年度においては、介護保険制度の普及啓発やケアプラン等の点検事務に積極的に取り組んでまいります。

次に、保健の充実についてであります。近年、食生活や運動習慣等を原因とする生活習慣病が増加しています。生活習慣病は、医療費等の増大など深刻な社会問題となっており、その改善は大きな課題となっております。

このような課題に対応するため、「市民が健やかに心豊かで 活力ある みどりのまち糸満」を基本理念に健康づくりの指針となる「健康いとまん２１」を策定いたしました。

今後この指針に基づき、これまで実施してまいりました

た母子保健事業をはじめ、予防接種事業、老人保健事業、健康づくり事業、望ましい食生活普及事業、寝たきり予防対策事業、結核予防事業及び精神保健事業等を引き続き実施してまいります。

また、地域保健推進特別事業で実施した健康づくりに関する地域ネットワーク連絡会や健康づくり推進協議会専門部会の運営の充実を図るとともに、健康課題の分析と対策検討を行ってまいります。

精神療養者小規模作業所については引き続き社会参加等の支援を図ってまいります。

国民健康保険事業については、高齢者等の増加に伴い、医療費の増加で国保財政は厳しい状況にあります。したがって、重篤医療や要介護状態を派生する問題行動から、高齢者を意識改革等へと誘導することが、医療費の逓減に繋がると思慮します。今後は健康の重要性を認識させる事からも、健康講座等を開いて被保険者の予防啓発に努めてまいります。

国民年金につきましては、老後や不慮の事態に備えての安心を保証する制度でありますので、今後とも、国と連携を図り、年金制度の周知に努めてまいります。

消防・防災については、迅速で適切な消火・救助活動を行うために、施設や装備などの拡充をはじめ、各地域の消防水利などの整備、職団員の技術の向上に取り組んでまいります。また、救急体制の強化については、高規格救急自動車の導入を図り、市民の救急要請に応えられるように努めます。併せて、市民の救命・救助に対する意識の高揚を図ります。

また、火災発生を防ぐためにも建築物の防火対策などを徹底し、市民の防災意識の向上に努め、安心して暮らせる街づくりに取り組むとともに、地域防災においても関係機関との協力体制の強化を図り、災害に対して迅速に対応できる体制を確立してまいります。

第3に「潤い都市づくり」について申し上げます。

ごみ処理については、現在、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」の4分別収集を行っております。特に「資源ごみ」については、一部地域ではステーション方式で収集しておりましたが、平成

14年12月からは市内全域で実施しております。その結果、平成13年12月と平成14年12月の一年前を比較した場合、燃やせるごみは約12.1%の減、燃やせないごみは約73.0%の減となっております。市民の皆様のご協力に感謝申し上げます。新年度も引き続きごみ減量・資源化に努めてまいります。

公害対策については、環境公害パトロール車によって、市内をパトロールして監視強化を図るとともに、関係部署と連携を取りながら、環境保全に努めてまいります。

し尿処理については、合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付し、市内の公共水域の浄化対策を講じてまいります。

そ族・昆虫の駆除、野犬狩りについては、新年度も引き続き実施してまいります。

交通安全対策については、市民に対する交通ルールの遵守と交通マナーの啓発活動を行うとともに、引き続きチャイルドシートの貸し出しを行い、交通事故防止に努めてまいります。

市民の生活安全につきましては、「糸満市安全で住みよいまちづくりに関する条例」に基づき、安全意識の高

場及び自主的な安全活動の推進を図ってまいります。

第４に「魅力都市づくり」について申し述べます。

まず、土地利用につきましては、市街化区域における用途地域に即して適切な運用を図るとともに、市街化調整区域の良好な環境の形成を図るため、地区計画制度を運用し、適正な利用に努めてまいります。

都市基盤施設の整備においては、地域の自然、歴史及び特性に配慮し、都市景観の保全、自然とのふれあいの場や親しみのもてる都市施設づくりを進めてまいります。特に公園・緑地については、「緑の基本計画」が策定されておりますので、その計画に沿って整備してまいります。

土地区画整理事業については、糸満南地区において宅地造成工事等を継続的に実施していくとともに、武富地区については、組合施行による事業着手に向けて取り組んでまいります。

公営住宅建設については、引き続き住宅需要の動向に

配慮し、その整備手法を検討してまいります。

公園事業につきましては、南浜公園、山てん毛公園等、を引き続き整備し、新規事業として、糸満南土地区画整理事業地区内の南近隣公園を整備してまいります。また、公園管理に関しましては、施設の補修や清掃等に努めてまいります。

次に、交通・通信ネットワークの整備についてであります。

街路事業につきましては、川尻親田原線、ガタ原線の整備を引き続き実施し、道路網の整備に努めます。また、平成14年4月に一部開通した国道331号糸満バイパス、現国道331号並びに県道糸満具志頭線（外かく線）、糸満与那原線の早期整備に向けて国及び県へ要請してまいります。

街路事業以外の道路の整備については、地方道改修事業及び緊急地方道整備事業を引き続き推進してまいります。快適で住み良い住環境の確保を図るため、生活排水路整備としての地方改善施設整備事業を引き続き実施してまいります。未買収道路用地取得事業についても、併せて実施してまいります。

バス交通手段の確保については、交通弱者を守る立場から、南部支線並びに糸満新里線を運行するバス事業者へ助成をするとともに、新庁舎へのバス運行を継続実施し、市民の足の確保に努めてまいります。今後とも、バス事業については関係機関や市民の意見を採り入れたバス対策会議を中心に改善策を検討してまいります。

戸籍の電算化については、平成14年9月に稼働しておりまして、新年度は除籍及び昭和改製原戸籍の電算化を予定しており、窓口における待ち時間の短縮等で市民サービスの向上が図られます。また、平成14年10月に稼働した自動交付機については、勤務時間外において住民票の写しが発行できるようになり、平成15年3月からは税証明の一部が発行可能になりました。

次に、上水道の整備については、上水道施設整備計画を基に事業を推進し、新年度は摩文仁地区の給水区域編入に伴い、送配水管と750トンの配水池を新設する計画であります。また、南区画整理地区やマリノベーション地区等の施設整備は、その地区の進捗状況にあわせて配水管布設を行う計画であります。

維持管理においては、漏水防止対策として各地区毎の

有収率を把握するための区域分けや、老朽化した給水管の更新を行い、有収率向上に努めます。また、限られた財源の中で公営企業として業務の効率化、経営の安定化を図り、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道の整備については、衛生的で快適な市民生活の確保を図るため、マリノベーション地内、南土地区画整理地内、兼城地内の面整備と終末処理場の消化タンクの整備を実施してまいります。また、普及活動の強化及び水洗化率の向上を図るとともに、財政の健全化に努めてまいります。

第5に「活力都市づくり」について申し上げます。

まず、農業の振興についてであります。

本市の農業を取り巻く環境は、我が国の経済・社会の国際化が進展する中で、農産物の輸入量増加等に伴う農産物価格の低迷、食品の偽装表示、残留農薬問題が発覚し、消費者は食に対する安全・安心を求めるようになり、大きく変化しております。

そのような環境の変化に対応するには、消費者に農産物情報を発信できる生産組織及び経営体の育成を図るとともに、生産基盤整備や農業生産施設等の農業関連施策を一体的に推進し、地域特性を生かした収益性の高い農業振興に取り組んでまいります。

さとうきびについては、生産性並びに収益性の向上を図るため、ハーベスター収穫機利用や無脱葉の収穫、側枝苗購入等に継続して補助金を交付し、生産性及び品質の向上を図ります。

園芸作物については、県の「農林水産業ビジョンアクション・プログラム」において戦略品目として認証されたゴーヤー、輪ギク、パッションフルーツ等の生産拡大と品質向上を図るため、県、農業関係団体及び生産農家との連携を密接にし、拠点産地形成に向けた生産技術・経営指導・出荷体制の確立を図ってまいります。さらに経営構造対策事業等により喜屋武第2地区の野菜温室、兼城地区の果樹温室、糸満地区にキク栽培の暴風・防虫対策用平張り施設を導入してまいります。

畜産については、肉質の向上、低コスト粗飼料の供給及び経営規模に見合った機械化を導入し省力化を推進し

てまいります。また、足腰の強い産地形成を築くため、優良繁殖牛や優良繁殖豚の導入に対して継続して補助金を交付してまいります。なお、平成16年の家畜排泄物法の構造設備に関する基準の適用に伴う糞尿施設の導入に対し県及び農家との連携に努め施設対策を進めるとともに、畜産発生源による悪臭対策の防止強化等に取り組んでまいります。

農業の担い手については、認定農業者の支援・育成に努めつつ、開発青年隊や農業大学校への進学促進、各種農業関係制度資金等の活用を図り、就業支援相談活動を促進し、新規及び中途就農者の確保に努めてまいります。

食の安全対策については、県、JA沖縄糸満支店と連携し、農産物の市場情報を生産者と共有することにより、有機堆肥活用による減農薬等の促進を図り、新鮮な野菜を市民に提供する地産・地消の推進をしてまいります。

沖縄県農業研究センターについては、県は基より本市農業のさらなる発展を図る上からも、県と連携し建設促進に努めてまいります。

観光農園事業については、その拠点となる施設の整備に平成12年度から着手してまいりましたが、いよいよ

新年度からワイン加工等その一部を操業する運びとなっております。また、中央広場や修景等を引き続き整備するとともに、管理運営の適正化と、より効果的な波及効果が図られるよう取り組んでまいります。

農業基盤整備については、県営土地改良事業で喜屋武地区、米須東地区を継続して整備してまいります。また、地下ダム地域においては、国営事業が平成１７年度に完了することから、関連事業の新規採択に向けて推進してまいります。

畑地かんがい整備については、基盤整備促進事業で伊原地区、名城地区の整備を推進するとともに、新規で大里南地区、照屋地区を整備してまいります。

農道整備については、県営農免農道事業で潮平地区を継続して整備するとともに、一部は供用開始を図ってまいります。

農地環境保全の整備については、県営水質保全対策整備事業により継続して米須・真壁地区の整備を行ってまいります。また、南部一帯における大雨時の湛水解消については、排水特別調査の結果を踏まえ、糸満市南部湛水地域対策検討委員会が設置されておりますので、その

委員会で具体的に湛水排除の方法を検討してまいります。

農村環境整備については、快適で活力あるむらづくりを目指し、農村総合整備補助事業等で集落道路、集落排水路、公園・広場、農村管理施設等の整備を継続して行っております。

さらに、地下ダム及び公共水域の汚濁防止並びに悪臭対策のため、農業集落排水整備事業の導入を推進してまいります。

次に、水産業の振興についてであります。

本市が目指している「つくり育てる漁業」、「資源管理型漁業」の啓発事業として「南部豊かな海づくり大会」や「並型魚礁設置事業」等を実施し、また、糸満地区養殖場での魚介藻類養殖漁業の振興を図っております。

漁港整備については、喜屋武漁港を漁船の大型化に対応するため浚渫及び消波堤等の整備を行っております。また、ふれあい漁港漁村整備事業については、フィッシャリーナやふれあいビーチの整備促進を図りながら、平成16年度の供用開始に向けて努めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

多くの中小零細企業で構成される本市の商工業は、景気の低迷により、雇用情勢と併せ、その経営は厳しい状況にあります。

商工業振興による地域経済の活性化は、緊急かつ効果的に取り組むべき重要な課題であることから、引き続き「糸満市小口資金融資保証制度」や「糸満市商工業振興補助金」により中小企業の経営基盤の強化と体質改善を進めていくとともに、国や県の「企業資金融資制度」など公的資金の積極的活用について支援してまいります。また、「糸満市地場産業振興推進協議会」に対し助成を行い地場産業の振興に取り組んでまいります。

さらに、厳しい雇用情勢に対応するため、「緊急地域雇用創出事業」を実施いたします。高齢者の就業促進につきましても、シルバー人材センターへの助成を行い、会員の就業機会と福祉の増進を図り、活力ある地域づくりを支援してまいります。

企業誘致については、雇用拡大と地域経済の活性化を図る観点から、関係機関と連携をしながら本市の工業団地等をホームページなどで国内外に紹介案内し、引き続き優良企業の誘致に積極的に努めてまいります。

次に観光の振興について申し上げます。

多様化する観光ニーズに対応する観点から、県や糸満市観光協会との連携により誘客運動を積極的に進めてまいります。また、ボランティアガイドの育成と組織強化を図り、その組織力を生かした観光振興を図ってまいります。

さらに、新しい糸満市のイメージとして定着してきました130万県民「平和の光」事業を継続して開催してまいります。

第6に「平和都市づくり」について申し述べます。

先の大戦における沖縄戦終焉の地となった本市の平和祈念公園は、毎年参拝者や修学旅行生が多数訪れ、戦没者の慰霊と「平和教育の場」としての役割を果たしております。それゆえに、今後とも平和週間事業など「平和都市宣言のまち」にふさわしい事業を展開してまいります。国際交流については、外国青年招致事業を継続し、在住外国人にも住み易い地域づくりを推進しながら、地

域の国際化を推進してまいります。

国内交流については、北海道網走市及び宮崎県都農町と職員の人事交流や経済交流・青少年ホームステイなどの文化交流を図り、相互の発展と住民福祉の向上に努めてまいります。

最後に「協働都市づくり」について申し上げます。

現在、我が国は急激な情報化社会の進展、環境問題、少子高齢化社会の進展、国民の価値観の多様化等、様々な分野において社会状況が変化してきております。このような状況の中で、個性ある「地域づくり」を推進していくには、市民、地域の自治会、ボランティア団体、NPO（民間非営利団体）、行政等が互いに役割を分担し、パートナーシップを組んで諸課題に対応していく事が望まれます。そのためには、市民が主体的に地域のことを考え、積極的に参画ができる条件整備を行政において推進することが必要であります。

条件整備の一つとして、行政の文化化を目指す必要が

あります。そのため、「人材育成基本方針」を策定し、その中で研修事業を位置付け、地方分権に対応できるよう、職員の意識改革を図ってまいります。

広報・公聴活動については、マスメディアの活用を行うとともに、ホームページの活用等の充実強化に努めてまいります。また、情報公開及び個人情報保護制度については、新年度から開始いたしますが、両制度を実施するに当たっては、個人のプライバシーを最大限に保護するとともに、市の保有する公文書の原則開示を行ってまいります。また、情報公開が円滑に施行できるように引き続き文書整理事業を実施してまいります。

条件整備の二つ目に、男女共同参画行政の推進があります。

女性が主体的に社会のあらゆる分野へ進出し、その個性を伸ばしていくためには、男女平等意識の確立、職場や政策決定の場での積極的な登用など、女性の地位向上を推進していく施策が必要であります。

本市としても男女共同参画社会づくりに取り組んでいくための骨組みとなる基本計画（いちまんV I V Oプラン）に基づき、男女共同参画講座の開催、V I V Oフェ

スタの開催等で女性問題の解決に取り組んでまいります。

新年度の予算編成にあたりましては、歳入については、景気の低迷により、市税等の自主財源の伸びは、期待できない状況にあります。

従いまして、市税の確保のため、課税客体の的確な捕捉と収納率の向上に努めてまいります。歳出については、特別会計も含め、経常経費の節減・合理化を図りながら、限られた財源を緊急かつ重要施策に重点的・効率的に配分いたしました。国の地方財政計画等を考慮しつつ予算編成した結果、一般会計においては、

211億3,339万円で、対前年度伸び率2.8%減、介護保険、国民健康保険などの特別会計は、

144億7,048万円で、対前年度伸び率4.6%増
水道事業会計においては、

18億4,488万円で、対前年度伸び率5.1%減
総計において

374億4,877万円で、対前年度伸び率0.2%減
となっております。

私は、本市の基本理念である「ひかりとみどりといの

りのまち」を基調に、南部の中核都市として、先に述べました7つの都市像を実現すべく、市民のため全力で取り組む決意であります。

終わりに、市民の皆様をはじめ議員各位のご理解とご支援を心よりお願い申し上げ、新年度の施政方針といたします。